

平成28年第2回江差町議会定例会資料（その2）

- 資料11：江差町税条例の一部改正の概要等【議案第12号関係】 …P 1
- 資料12：江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要等【議案第13号関係】 …P 12
- 資料13：産地パワーアップ事業の概要【議案第14号関係】 …P 16

江差町税条例の一部改正の概要

改正税目等	改正概要
<p>○ 附則第20条の2 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>○ 附則第20条の3 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p>	<p>1 法律改正にあわせて改正 特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するもの。</p> <p>2 附則第20条の2を新設することによる条ズレ</p> <p>《平成29年1月1日施行予定》</p> <p>《平成29年4月1日施行予定》</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)</u></p> <p><u>第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得税を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第34条の2の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</u></p> <p><u>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並</u></p>	<p>附 則</p> <p>(新設)</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特例対象懸賞金等に係る一時所得の金額若</u></p>	

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p><u>（4） 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3 <u>所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に10分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。</u></p>	

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 前項後段の規定は、<u>特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの）に限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。</u>）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p><u>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条の第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所</u></p>	

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>得割の額の合計額」とする。</p> <p><u>(3) 第3.5条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第2.0条の2第3.項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和3.7年法律第1.4.4号）第7条第1.4項（同法第1.1条第1.0項及び第1.5条第1.6項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</u></p> <p><u>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第2.0条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第2.0条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第2.0条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和4.4年法律第4.6号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1.0項に規定する条約適用利子等については、第3.3条及び第3.4条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第2.0条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和4.4年法律第4.6号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1.0項に規定する条約適用利子等については、第3.3条及び第3.4条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「<u>総所得金額</u>」とあるのは、「<u>総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所</u></p>	<p>年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「<u>総所得金額</u>」とあるのは、「<u>総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所</u></p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、</u></p>	<p>得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、</u></p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>その前年中の<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項</u>に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「<u>条約適用配当等の額</u>」という。）に対し、<u>条約適用配当等の額</u>（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項</u>の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「<u>総所得金額</u>」とあるのは、「<u>総所得金額、附則第20条の3第3項後段</u>」に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の3第3項後段</u>」の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段</u>」の規定による町民税の</p>	<p>その前年中の<u>同法</u> 第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「<u>条約適用配当等の額</u>」という。）に対し、<u>条約適用配当等の額</u>（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>同法</u> 第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「<u>総所得金額</u>」とあるのは、「<u>総所得金額、附則第20条の2第3項</u>」に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第3項</u>」の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の2第3項</u>」の規定による町民税の</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告</p>	<p>所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による町民税の所得割額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法</p> <p>第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による町民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告</p>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>

江 差 町 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 税 目 等	改 正 概 要
○ 附則第2条～第9条	1 附則第2条を削除することに伴う条ズレ 《平成29年1月1日施行予定》
○ 附則第10条 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)	2 法律改正にあわせて改正 町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの。
○ 附則第11条 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)	3 法律改正に合わせて改正 町民税で分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの。
○ 附則第12条 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)	4 附則第10条及び附則第11条を新設することに伴う条ズレ 《平成29年4月1日施行予定》
○ 附則第13条 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)	5 附則第10条及び附則第11条を新設することに伴う条ズレ 《平成29年4月1日施行予定》

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(削除)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(先物取引に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の特例の特例)</p> <p><u>9</u> (略)</p>	<p>附 則</p> <p><u>2</u> 江差町国民健康保険税条例(昭和38年条例第15号)は、廃止する。</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(先物取引に係る国民健康保険税の特例)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の特例の特例)</p> <p><u>10</u> (略)</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1.0 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合には、<u>おける第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)</u>に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から第31条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1.1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>1.2</u> (略)</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>1.3</u> (略)</p>	<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>1.1</u> (略)</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>1.2</u> (略)</p>

■制度の内容（対策のポイント）

水田・畑作・野菜等について、中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組みをすべての農作物を対象として支援する。

■対策の必要性

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、水田・畑作・野菜等の産地が創意工夫を活かして、地域の強みを活かしたイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を緊急に実施する必要がある。

■支援内容

（1）支援の対象となる取組

- ① 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組みに必要な機械や機器のリース導入に要する経費等
- ② ①の取組の効果を増進するための取組（計画策定等に要する経費）

（2）支援対象者

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている農業者、農業者団体等

（3）補助率

施設整備は1/2以内、農業機械リース導入は本体価格の1/2以内 等

■補助金ルート 基金管理団体[国] → 道 → 町 → 取組主体[支援対象者]

■江差町産地パワーアップ計画の内容

【計画策定主体：江差町地域農業再生協議会】

（1）計画の目的

- ① 檜山南部で立茎アスパラガスを作付けして14年が経過。現在では売上額が3億円を超え、7～9月では道内のアスパラガス出荷量の半分以上を占める産地にまで成長した。
- ② これまでの選別システムでは3t/日処理の機能しか無く、日量3tを超える最盛期の対応に苦慮している。
- ③ このことにより翌日への持ち越し在庫を余儀なくされる事が多くなり、鮮度、品質へ悪影響が生じている。
- ④ 今回、新システムを導入することにより出荷・調整機能の高度化が図られるため、新鮮で高品質なアスパラガスを安定的に出荷できる産地を確立する。あわせて農業改良普及センター等と連携し、アスパラガスの低収量ハウスの原因究明と反収向上対策を実施し、販売金額を10%以上増加させる。

（2）取組を実施する産地の範囲

檜山南部6町（江差・厚沢部・上ノ国・乙部・奥尻・八雲町熊石）の生産者97戸

（3）取組主体 **新函館農業協同組合**

（4）事業内容 **自動荷受け選別機及び自動テープ結束機の導入**

（5）総事業費[計画段階]

63,396千円(補助金額29,350千円)



《イメージ》